

令和5年5月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年5月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（17名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	14番	田 内 一 郎
15番	溝 口 竜 生	16番	間 山 房 枝
17番	立 花 紀 貴	18番	高 橋 克 美
20番	吉 川 弘		

欠席委員（2名）

13番	池 田 治 和	19番	國府田 代治郎
-----	---------	-----	---------

事務局職員（4名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
係 長	野 田 翼 子	主 幹	大 川 泰 裕

議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について
- 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
- 議案第8号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第9号 神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について

- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出
の受理について
報告第4号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後3時32分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は17名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年5月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、13番池田治和委員、19番國府田代治郎委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、11番石津昭彦委員、14番田内一郎委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第9号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）区分地上権の設定について、番号1及び、議案第2号－1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）区分地上権の設定について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする（1）区分地上権の設定、番号1の区分地上権者及び所有者、土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。区分地上権者は、営農型太陽光発電設備の設置のため、所有者から賃貸借により申請地に区分地上権を設定したいとのことでございます。続きまして、関連ということで、議案第2号－1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号

ー 1 の賃借人及び賃貸人、土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用ということで、賃貸借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は令和 5 年 5 月 23 日から令和 15 年 5 月 22 日までとなっております。なお、下部の農地では、サカキを営農する計画となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。18 番高橋克美委員。

18 番 はい、18 番高橋です。5 月 9 日に連絡を頂きまして現地確認をいたしました。本申請は、営農型太陽光発電の更新でございます。下部農地にはサカキが植えておりまして、除草等もしっかりされてました。担当委員としては問題ないと思いますが、皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号ー 2、農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第 2 号ー 2、農地法第 5 条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第 2 号ー 2 の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16 番間山房枝委員。

16 番 はい、16 番間山です。4 月 27 日に申請代理人より連絡を受け、現地調査をしました。内容につきましては、事務局説明のとおりです。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なるご審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による
許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、
売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より連絡があり現地調査を5月10日に行な
いました。申請内容については事務局説明のとおりでございます。申請者
は太陽光発電事業をされており、売買により設置するとのことでございます。
申請地は、農用地区域外で区域指定地内であり、住宅地等に隣接している
ので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。5月15日に申請代理人と現地確認をしました。現地周辺は住宅地であり、自己住宅の申請ということで、担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は事務所併用物置と駐車場の設置ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。5月15日に申請代理人と現地立会いを行ないました。本申請の譲受人は近くで会社を経営しておりますが、手狭になったため新たに事務所兼物置を建てたいとのことでした。現地周辺は、住宅地になっておりまして、担当委員としては問題ないと思いますが、委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。5月17日に申請代理人と現地立会いをしました。この土地の隣接地は、過去に第5条申請で自己住宅の許可をしているところで、周辺は住宅地となっております。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。5月17日に申請代理人と現地立会いをいたしました。この申請地は、先程審議いただいた議案第2号-5の土地の隣接地になります。周辺は住宅地となっており、担当委員としては問題ないかと思っておりますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-8、議案第2号-9、議案第2号-10、農地法第5条の規定による許可についてを関連ということで一括して議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-8、議案第2号-9、議案第2号-10、農地法第5条の規定による許可について、関連ということで一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-8、議案第2号-9、議案第2号-10の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光

発電設備の設置ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。5月17日に申請代理人と現地立会いをしました。周辺は荒廃農地が点在しておりまして、議案3件とも同じ状態でありました。今回、太陽光発電設備の設置ということで、担当委員としては問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-11、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-11、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-11の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。5月17日に申請者と現地立会いをしました。先程の案件と同様、周辺は荒廃農地が点在しておりまして、申請地も同じ状態でありました。太陽光発電設備の設置ということで、担当委員としては問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-1、農地法第4条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-1、農地法第4条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。議案第3号-1、農地法第
4条の許可を受けようとする申請人及び土地の所在等につきましては、議
案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申
請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。5月18日申請代理人より連絡があり現地確認
しました。申請内容は事務局説明のとおりです。申請地周辺は住宅に囲ま
れており、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更な
るご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号-2、農地法第4条の規定による許可についての案件で
すが、申請者より取り下げの申し出がありました。

議長 次に、議案第3号-3、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第3号-3、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。議案第3号-3、農地法第4条の許可を受けようとする申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。申請内容は事務局説明のとおりで、5月18日申請代理人より連絡があり現地確認しました。申請地周辺は住宅に囲まれており、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局よりご説明いたします。当該証明を受けようとする申請人は議案書記載の相続人であり、被相続人や対象地等につきましては、議案書記載のとおりでございます。また、当該制度の概要につきましては、農地を相続した相続人が引き続き営農を行う場合に、当該相続税を納税猶予される制度であり、審査基準にあつては、その相続人が営農を継続することや、被相続人から相続を受けた農地であることが条件となっております。このため、当該制度の適用を受けるため相続人から、当該証明願が提出されたものです。事務局からは以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。相続人は現在、議案書記載にある特例の適用を受けようとする農地でトマトとピーマン等を耕作しております、今後も引き続き耕作するとのことです。また、当該農地は市街化区域内ということで、相続税の納税猶予の制度を活用したいとのことから、今回の申請をされたとのことです。担当委員としては異議ございません。委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり証明することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号-1、農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。玉造会長代理に説明を求めます。玉造会長代理。

会長代理 はい、玉造です。議案第5号-1について説明いたします。令和4年度第4回農業振興地域整備促進協議会で審議された、農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての協議案件でございます。当該地の登記地目は非農地で、農地としての利用はなく荒廃地となっており、現在も水が溜まり不衛生な状況であるため、このまま放置していると周辺環境へ悪影響を与えることとなります。そこで、近年の社会情勢から再生可能エネルギーの生産地として活用すべきと考え、農用地からの除外申請に至ったとのことです。なお、その他詳細については、議案書記載のとおりです。私からは以上です。

議 長 玉造会長代理の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号－2、農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。玉造会長代理に説明を求めます。玉造会長代理。

会長代理 はい、玉造です。議案第5号－2について説明いたします。こちらについても令和4年度第4回農業振興地域整備促進協議会で審議された、農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての協議案件でございます。申請者が現在居住している住宅は、父親や兄弟と同居となっており、分家し独立するため自己用住宅を建築したいとのことです。また申請地は、住宅に必要な最小限の面積とし、残地においては今後も耕作が可能となるよう、一部除外するものです。なお、その他詳細については、議案書記載のとおりです。私からは以上です。

議長 玉造会長代理の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第6号、農業経営基盤強化促進事業（利用権の設定）について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農地利用集積計画に対して意見が求められているものです。なお、この規定は、農林水産省令により農業委員会の決定を経て、農地利用計画を定めるもので、効率的かつ安定的な農業経営を目的とした農業経営基盤強化促進事業によるものでございます。今回の集積計画は、1名に対する利用権設定となっており、その他、利用権設定農用地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第7号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、昨年8月の定例総会において決議いただきました「令和4年度最適化活動の目標」について、令和4年度末の状況をまとめさせていただいた内容となっております。主な内容といたしましては、農地の集積状況や遊休農地の発生防止・解消状況、新規参入の促進状況となっておりますので、お目通しをお願いいたします。また、こちらの内容につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、インターネット等の利用により公表することとなっておりますので、その内容を含め公表することについて皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり公表することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり公表することと決定いたします。

議 長 次に、議案第8号、現況確認証明願（非農地証明）についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第8号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査は5月22日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の田内委員、別件担当の宮本委員、原委員、事務局2名と私の8名で行いました。番号1須田地内の農地の状況は、建物が建っており、宅地として利用されているため非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第9号、神栖市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第9号、神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局よりご説明いたします。お手元の議案書のとおり、令和5年5月10日付で飯田俊夫推進委員より辞表が提出されております。こちらの推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に基づき農業委員会の同意を得ることが必要となっていることから、その辞任について皆様にお諮りするものでございます。また、事務局といたしましては、同意がなされた場合に、その推進委員の欠員の補充に関することや、その欠員となった担当地区の取り扱いについても、現状では当該担当地区が地元である推進委員の方が他にもいることなどを踏まえ、会長や皆様にご相談しながら進めて参りたいと考えているところでございますが、そちらにつきましても、当該議案に関連する内容となりますので併せて皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

1 番 はい、議長。

議 長 1 番玉造一雄委員。

1 番 はい、玉造です。事務局から説明がありましたが、推進委員の欠員の補充に関することや担当地区の取り扱いについては、法的に推進委員は会長による委嘱なので、それは会長一任ということでどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 暫時休憩します。

<休憩：午後4時08分>

<再開：午後4時09分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
その他、質疑等ございませんか。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することとし、欠員となった推進委員の補充やその担当地区の取り扱いについては、会長一任ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり同意することとし、欠員となった推進委員の補充や、その担当地区の取り扱いについては、会長一任ということで決定いたします。

議 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3の調査にあたっては、5月9日火曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、原委員、事務局2名と私の6名で行いました。また、担当地区委員の溝口委員は、当日都合が悪いということで出席した委員により確認をしました。なお、法務局照会の番号4ないし番号8の調査につきましては、

先程の議案第8号と同様に行ないました。最初に、法務局照会番号1波崎地内の農地の状況は、沼地と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2波崎地内の農地の状況は、沼地と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3波崎地内の農地の状況は、すでに宅地への進入路として使用されている状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4石神地内の農地の状況は、葦と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。番号5石神地内の農地の状況は、番号4と隣接地で葦と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号6波崎地内の2筆の農地の状況は、議案書の地番欄上段記載の対象地につきましては、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。なお、議案書の地番欄下段記載の対象地につきましては、沼地等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号7波崎地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号8波崎地内の2筆の農地の状況は、葦と雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年4月21日に届出があった為受理しております。次に、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年5月1日に届出があった為受理しております。続きまして報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年4月27日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申につい

て事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年4月24日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年5月16日の第86回農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和5年5月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時17分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人